



# 国民年金保険料を納めることが困難なとき

## 自営業、無職などのかたは「保険料免除制度」の手続きを

保険料免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の半額を納める「半額免除」があります。

自営業などの第1号被保険者で、収入が少なく保険料を納めるのが困難なかたは、役場住民課保険年金係窓口に応請し、社会保険事務所が承認すると、申請した前月分から翌年6月分まで保険料が免除されます。

免除申請(全額・半額)ができるかた

### ① 前年所得(収入)が少ないかた

免除申請者本人と免除申請者の配偶者と世帯主のいずれもが前年所得などの定められた基準に該当することが要件となります。

### 世帯類型別の判定ラインの目安

免除対象となる世帯主の所得(収入)の概算

世帯類型	全額免除	半額免除
標準4人世帯 (夫婦・子2人/子の1人は16歳以上23歳未満)	164万円程度 (258万円程度)	285万円程度 (424万円程度)
2人世帯 (夫婦のみ)	94万円程度 (159万円程度)	172万円程度 (271万円程度)
単身世帯	35万円程度 (100万円程度)	85万円程度 (150万円程度)

### ② 失業、倒産、事業の廃止、天災などで保険料を納めることが困難であるかた。

この場合、所得基準はありません。

### ③ 障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下のかた。

### ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているかた。

## 学生のかたは「学生納付特例制度」の手続きを

学生で収入がなく保険料が納められないかたは、役場住民課保険年金係窓口に応請し、社会保険事務所が承認すると、申請した前月分から年度末(翌年3月)まで保険料が猶予されます。

申請できるかた

20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が一定基準以下(前年所得で68万円以下、収入で133万円以下)のかた。

手続きは



## 「保険料免除」と「学生納付特例」申請の手続きに必要なもの

	保険料免除	学生納付特例
年金手帳		
印かん(本人が署名する場合は不要)		
失業等を理由とするときは下記のいずれか		
・雇用保険受給資格者証の写し		
・雇用保険被保険者離職票の写し		
・離職者支援資金の貸付を受けた場合は、「貸付決定通知書」の写し		
・上記に準ずる公的機関の証明の写し		
学生証または在学証明書の写し		
今年、他の市区町村から転入された人は、前年の所得状況〔各種控除内容(社会保険料控除、医療費控除等)も記載されている〕を証明するもの		



「総合治水対策特定河川事業」による様々な治水対策を行っています。

県では、当町を流れる境川で、

五月十五日(木)から二十一日(水)までは総合治水週間です。「総合治水」とは、都市化の著しい地域や市街化された地域で治水上の安全性を確保・向上させるために河川の改修だけでなく、流域での保水・遊水機能を確保し、降雨時の河川への流出を抑制したり水害に強い土地利用を推進するなど、河川の整備と流域の対策を一体的に行うものです。

## 総合治水推進週間